

軍事費をふやしていく、そういう財源づくりだということを指摘しておりました。また、高額所得者に対する大盤振る舞いの所得税の減税財源だというふうに指摘しておりました。まさに、今日これはそのとおりになっているわけであり、政府におきましては、一九九一年から五年間で総額二十兆円を超す軍事費を使う、こういう計画を発表いたしました。また、前の渡辺政調会長は軍事費を実質五・四％ずつ、昭和六十五年までふやしていくというのは、アメリカとの約束なんだ。その財源とするための大型間接税、こういうことを外国人記者の前で発表しておりましたから、これはもうはっきりとした事実であります。また、今度の消費税導入は高齢化社会を支えるためのものだ。そういうことを言う政府・自民党でありますけれども、これは真っ赤な大ウソだと、私思います。御承知のように、今年金が六十歳から六十五歳に支給年齢を五歳も引き上げる。こういうことが出されているわけでありまして、このことを一つとりましても、高齢化社会を支えるための財源づくりでないことは、もうはっきりしていると思います。いろいろ今回の反対討論の中では出ませんでしたけれども、よく高齢者をですね、働く人何人で支えなければならぬ、という論議が、しばしば出ておりますけれども、そういうことについても一言申し上げておきたいと思っております。本来、この点で考えなければならぬのは、働いている人が働いていない人を何人支えるか。この比率が大変重要なものでありまして、単なる六十五歳以上の人の比率と二十歳から六十四歳までの人口の比率、この比ではないわけでありまして、二十歳から六十五歳の中に含まれている人でも働いていない人もたくさんおります。まあ、その逆に、六十五歳以上の方でも働いている方もたくさんいることは、もう皆さん承知のことだと思えます。こういう点から見ますと、現在、働いている人が、一体何人働いていない人を支えているかと申しますと、一人の働いている人が二・〇八人の人を支えております。それは働いている人本人と、それからもう一人の人を支えているというのが、現在の日本の就業実態から見た統計的な数字であります。で、これがいわゆる二十一世紀になって、どのように変わるかということがあるわけですが、この比率は、私の持っているデータによりまして、二〇一〇年、このときには二・一〇、二〇二五年になれば、また二・〇八ということ、ほとんど変わらない。そういうことです。二十一世紀の社会も、立派に日本国民は支えられるわけでありまして、幾人かの方が心配するように、高齢者を少ない若い人たちが支えるというようなことの御心配は、全く御無用でございますので、この際、改めて申し上げておきたいと思えます。

そういう点で考えますと、今こうした消費税の導入というのは、先ほども申しましたように軍事費をふやす財源、また、高額所得者に対する大盤振る舞いの減税財源、大企業に対する大盤振る舞いの減税財源、こういうことに尽きるわけでありまして、もう消費税は見直しか一部の手直しということではなく、廃止させる以外方法はないわけで、(拍手) また、廃止することは必ずできるものであります。まさに、そういう点では、今、国民が主権者として貴重な一票を手握っておりますけれども、その行使いかんによっては、まさに廃止できる、そういう展望が、今、十分開けているところでもあります。そういう点で、今、消費税賛成だということを主張する方はほんの一部であることを申し上げたいと思います。そうしたことを主張する皆さんの隣近所の方に、このことを聞いていただければ結構だと思います。皆さん方の隣近所の皆さんすべて消費税には反対だということは間違いありません。私自身も署名に入ってみまして、つくづくそう思いました。議員の皆さんの隣近所の方も、すべて消費税には反対でありました。こういうことを申し上げまして、今まだ遅くありませんから、ぜひ考え直していただきたいと思います。以上、賛成討論といたします。

○議長(仲村清信君) 以上で討論を終わります。

これより陳情第一一八号について起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第一一八号は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(仲村清信君) 起立少数であります。よって陳情第一一八号は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

○議長(仲村清信君) 日程第十二 議案第六十六号 福生中央排水区H一元その一工事請負契約を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 野沢久人君登壇)

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので、議案第六十六号 福生中央排水区H―元その一工事請負契約につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。

本件は福生市公共下水道計画に基づきます福生中央排水区のうち、内出及び南地区の雨水を排除するための幹線管渠の整備でございます。その予定価格が九千万円を超えますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第二条の規定に基づきまして、議会の御同意を得るべく御提案申し上げたものでございます。

それでは、本工事の概要につきまして説明を申し上げますが、別添で案内図をつけておりますので、御参照いただきたいと存じます。本工事の施行区間は熊川団地前の信号交差点から奥多摩街道を福生方面に向かって内出派出所前を右に、新奥多摩街道バイパスの交差点を渡り終えたところまで、延長は三百五十二・五メートルでございます。工法としては推進工法で施行するものでございまして、管渠の内径は千ミリメートルから千百ミリメートルでございます。そのほかに人孔を四カ所築造いたすものでございます。

次に、契約関係でございますが、本議案に記載してございますように、契約の目的は福生中央排水区H―元その一工事で、契約の方法は指名競争入札による契約でございます。契約の金額は一億八千九百五十二万円でございます。この金額は落札価格に消費税五百五十二万円を加えたものでございます。本件の入札経過につきましては、裏面に添付してございます資料のとおりでございますので、御参考にしていただきたいと思います。

次に、工期でございますが、契約確定の日から平成二年二月二十八日までとなっております。

契約の相手方は東京都千代田区三番町二番地、飛鳥建設株式会社、代表取締役社長 飛鳥 章でございます。

以上、まことに雑駁な説明でございますけれども、よろしく御審議を賜りまして原案のとおり御同意いただきますようお願いを申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第六十六号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第六十六号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~

○議長（仲村清信君） 日程第十三 議案第六十七号 福生本町排水区H―元その一工事請負契約を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 野沢久人君登壇）

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので、議案第六十七号 福生本町排水区H―元その一工事請負契約につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。

本件は福生市公共下水道計画に基づきます福生本町排水域のうち、青梅線西側の永田、長沢、志茂一、加美一地区内の雨水を排除するための管渠の整備でございます。その予定価格が九千万円を超えますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第二条の規定に基づきまして、議会の御同意を得るべく御提案を申し上げます。

それでは、本工事の概要につきまして説明を申し上げますが、別添で案内図をつけておりますので、御参照いただきたいと存じます。本工事は福生本町幹線の枝線として施行するものでございまして、施行区間は福生市大字福生四百三十四番地の中福生駐在所前から中福生通りを北に向かって福生市大字福生五百一番地先まで、延長は百九十八メートルでございます。管渠の内径は千三百五十ミリメートルを推進工法によって施行するものでございます。そのほかに人孔を二カ所築造いたすものでございます。

次に、契約関係でございますが、本議案に記載してございますように、契約の目的は福生本町排水区H―元その一工事で、契約の方法は指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は一億五千三百六十九千円でございまして、この金額は落札価格に消費税三百六十九千円を加えたものでございます。

次に、工期でございますが、契約確定の日から平成二年一月二十五日までとなっております。

契約の相手方は東京都福生市志茂百六十一番地、田村建設工業株式会社、代表取締役田村洋一郎でございます

○議長（仲村清信君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（仲村清信君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第六十七号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（仲村清信君）御異議なしと認めます。よって議案第六十七号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~

○議長（仲村清信君） 日程第十四 諮問第一号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(市長 石川彌八郎君久登壇)

○市長（石川彌八郎君） 御指名をいただきましたので、諮問第一号につきましての提案の理由を御説明申し上げます。人権擁護委員の推薦に当たりましては、人権擁護委員法第六条の定めによりまして、議会の御意見を拝聴いたしまして、法務大臣に推薦することになります。当市には人権擁護委員の方は三名おられるわけですが、この

たび、並木一男氏が、本年十二月十四日をもって二期の任期がまいるわけでございます。並木氏は議員各位におかれ

まして、既に御存じのとおりの方でございまして、履歴書にもございますとおり、人権擁護委員といたしまして、現在二期目の任期をお務めいただいております。人格、識見ともに優れた方でございまして、東京地方裁判所の司法委員を初め、各種団体役員としても活躍されておられ、今後とも人権擁護委員といたしまして、御活躍いただかねばならない方であろうかと存じ、ぜひ御推薦いたしたく本案を御提案申し上げた次第であります。議会の御答申をいただきましたならば、法務大臣にその旨、御推薦申し上げたいと存じます。

よろしくご審議を賜り御答申いただきますようお願いを申し上げます、簡単ではございますが、提案の説明とさせていただきます。

○議長（仲村清信君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（仲村清信君）　以上で質疑を終わります。

これより諮問第一号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は諮問どおり異議ない旨答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（仲村清信君）御異議なしと認めます。よって諮問第一号は、諮問どおり異議ない旨、答申することに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第十五 閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

総務及び厚生委員長から、目下同委員会において審査中の案件について、会議規則第七十条の規定により、お手元に御配付のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

本六件は、両委員会において起立により閉会中の継続審査となっておりますので、起立によって採決いたします。

本六件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(仲村清信君) 起立多数であります。よって本六件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(仲村清信君) 日程第十六 特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件については、三常任委員会から継続調査の要求がありました。

本件は、お手元に御配付のとおり、閉会中の継続調査としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって本件特定事件は、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(仲村清信君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって平成元年第二回福生市議会定例会を閉会いたします。

午後零時 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長

議員

仲村清信
上野東勝

議員

小野沢久

議員

堀川寛

写

福総文発第千五十号

平成元年六月十五日

福生市議会議長

仲 村 清 信 殿

福生市長 石 川 彌八郎 印

追加議案の送付について

平成元年第二回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

- 一 議案第六十六号 福生中央排水区H-1元その一工事請負契約
- 二 議案第六十七号 福生本町排水区H-1元その一工事請負契約
- 三 諮問第一号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取について

平成 元 年度

第 1 回

定期監査報告書

建設部 都市開発課

福生市監査委員

写

福監発第 7 号

平成元年6月13日

福生市長

石 川 彌 八 郎

福生市議会議員 殿

仲 村 清 信

福生市監査委員 持 田 力印

同 指 田 保 雄印

平成元年度第1回定期監査の結果について

(報告)

地方自治法第199条第3項の規定により定期監査を行ったので、同条第8項の規定に基づき、その結果を次のとおり報告します。

- (1) 予算の執行状況について
- (2) 都市計画に関する事務について
- (3) 国土利用計画法監視区域事務について
- (4) 都市景観事業について

Ⅰ 監査の結果

平成元年度

第 1 回

定期監查報告書

I 監査の概要

1 監査の対象

建設部都市開発課

2 監査の範囲

昭和63年4月1日から平成元年3月31日までの間に執行
された財務に関する事務

3 監査の実施期間

平成元年4月10日から平成元年5月24日まで

4 監査の方針

監査の実施にあたっては、監査対象となった建設部都市開発課における事務が法令等に基づいて、適正かつ効率的に執行されているかどうかについて、監査を実施した。

- (1) 予算の執行状況について
- (2) 都市計画に関する事務について
- (3) 国土利用計画法監視区域事務について
- (4) 都市景観事業について

Ⅱ 監査の結果

予算の執行状況は、歳入歳出とも順調に執行されており、これ等の財務に関する事務は、おおむね適正であると認められた。

以下事務事業の執行に係る監査した事項について記述する。

1 事務分掌は、次のとおりである。

都市計画係

- (1) 都市計画の総合企画及び調査並びに決定に関すること。
- (2) 都市計画道路の設計、施行及び監督に関すること。
- (3) 地域地区に関すること。
- (4) 開発指導に関すること。
- (5) 優良住宅及び優良宅地に関すること。
- (6) 国土利用計画法に関すること。
- (7) 都市計画審議会に関すること。
- (8) 課内庶務に関すること。

開発係

- (1) 福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計予算に関すること。
- (2) 福生都市計画事業福生土地区画整理事業（以下この項において「事業」という。）の施行に関すること。
- (3) 事業に係る行政不服に関すること。
- (4) 事業に係る建物その他の補償に関すること。
- (5) 事業に係る清算金の徴収及び交付に関すること。

(6) 保留地の処分に関すること。

(7) 土地区画整理審議会及び評価員に関すること。

(8) 福生駅の橋上駅舎に関すること。

(9) 駅周辺の駐車場及び駐輪場の計画に関すること。

西口再開発担当

(1) 福生駅西口周辺地区整備に関すること。

2 職員の配置状況は、次のとおりである。 単位：人

区分 \ 職名	課長	係長	主事	技師	合計
都市開発課	1	3	3	1	8
都市計画係	—	1	2	1	4
開発係	—	1	1	—	2
西口再開発担当	—	1	—	—	1

3 予算の執行状況について

予算の執行は、おおむね適正に執行されていると認められた。

予算の執行状況は、別表1及び2のとおりである。

(1) 歳入

ア 国土利用計画法に基づく土地取引に係る事務の委託金、補助金は収入済みである。

イ 昭和60年度及び61年度において、東日本旅客鉄道株式会社へ委託した、福生駅橋上本屋（橋上駅）新設及び自由通路改築工事の委託料並びに補償料に係る精算還付金

4,235,048円が本年度還付されている。

歳入の主なものは、これ等であるがその事務処理は適正である。

(2) 歳出

事務事業はおおむね順調であるが、一部に予算執行残となる予算も見受けられた。それぞれ要因があり適正である。

(3) 超過勤務手当、休日給の支給について

超過勤務手当の支給の基礎となる超過勤務時間数の集計に若干の相違が見られた。今後の事務執行にあたっては、十分留意されたい。

(4) 旅費の支給について

関係計数は適正である。

(5) 資金前途、概算払金の管理及び事務処理について若干の精算日数の遅れはあったが、事務処理は適正である。

4 都市計画に関する事務について

(1) 福生駅西口周辺地区整備計画の進行状況について

福生駅西口再開発調査会が設置されたのが、昭和51年6月である。その後福生駅周辺地区まちづくりに関するアンケート調査が実施され、再開発に対して80%の賛意が得られた経緯がある。

しかし、途中において経済情勢等諸条件から判断して、この再開発への気運は衰退ぎみとなっていたが、最近にな

ってこのことへの取組みが活発化しつつあるとの状況説明があった。

なお、この再開発調査費として、これまでの間に27,000,000円が執行されている。

(2) 熊川地区土地区画整理事業計画の進行状況について

熊川地区土地区画整理事業計画に伴う事業費については、昭和59年度に実施したA調査を始めとした調査費を含め、これまでの事業費総額は41,316,000円となっている。このうち昭和63年度は、説明会等の事業費として970,000円が執行されている。

この説明会等を含め、これまでの間にA調査並びにB調査に基づく地元説明会を実施してきているが、現時点における区画整理事業に対する賛意が、全般的には得られない状況におかれているとのことである。

このような状況の中ではあるが、本事業計画の見通し等についても、早晚何らかの方向性を出す段階にきているように思われる。

(3) 宅地開発等指導要綱の運用状況について

宅地開発等指導要綱に基づく受付件数は56件、相談件数は176件である。その内、教育施設負担金寄付対象者は3件あり、30戸分26,550,000円である。

本年度の歳入は、過年度賦課分も含め153,839,000